

国の政治の仕組み

1 国会の地位

○憲法第 41 条

「国会は、国権の（①）であって、国の唯一の（②）である。」

2 二院制

○国会は、（③）と（④）の2つの議院で構成される

3 国会の種類

- （1）毎年 1 回 1 月中に召集される・・・（⑤）
- （2）内閣が必要と認めたとき、またはいずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があった場合に召集される・・・（⑥）
- （3）衆議院解散後の総選挙の日から 30 日以内に召集される・・・（⑦）

4 国会の主な仕事

- （1）法律の制定
- （2）（⑧）の審議・議決・・・収入をどのように使うか話し合う
- （3）条約の承認
- （4）（⑨）権・・・国の政治について調査する

5 衆議院の優越

- （1）予算・・・予算は（⑩）が先に審議する
- （2）予算の議決
 - 参議院が衆議院と異なった議決をした場合→両院協議会でも意見が一致しないとき
 - 参議院が衆議院の可決した議案を受け取った後 30 日以内に議決しないとき
 - （⑪）
- （3）法律案の議決
 - 参議院が衆議院と異なった議決をするか衆議院の可決した法律案を受け取った後 60 日以内に議決しない場合
 - （⑫）の多数で再可決したとき、法律となる
- （4）（⑬）の決議
 - 衆議院のみで行うことができる

6 国会と内閣の関係

- （1）（⑭）・・・国民は議会の議員を選び、議会が行政の中心となる首相を選ぶ
- （2）内閣不信任の決議が可決された場合、内閣が行うこと
 - （⑮）を行うか、（⑯）しなければならない

国の政治の仕組み【解答編】

1 国会の地位

○憲法第 41 条

「国会は、国権の(① 最高機関)であって、国の唯一の(② 立法機関)である。」

2 二院制

○国会は、(③ 衆議院)と(④ 参議院)の2つの議院で構成される

3 国会の種類

(1) 毎年 1 回 1 月中に召集される・・・(⑤ 常会(通常国会))

(2) 内閣が必要と認めたとき、またはいずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があった場合に召集される・・・(⑥ 臨時会(臨時国会))

(3) 衆議院解散後の総選挙の日から 30 日以内に召集される・・・(⑦ 特別会(特別国会))

4 国会の主な仕事

(1) 法律の制定

(2) (⑧ 予算)の審議・議決・・・収入をどのように使うか話し合う

(3) 条約の承認

(4) (⑨ 国政調査)権・・・国の政治について調査する

5 衆議院の優越

(1) 予算・・・予算は(⑩ 衆議院)が先に審議する

(2) 予算の議決

○参議院が衆議院と異なった議決をした場合→両院協議会でも意見が一致しないとき

○参議院が衆議院の可決した議案を受け取った後 30 日以内に議決しないとき

→(⑪ 衆議院の議決が国会の議決となる)

(3) 法律案の議決

参議院が衆議院と異なった議決をするか衆議院の可決した法律案を受け取った後 60 日以内に議決しない場合

→(⑫ 衆議院が出席議員の 3 分の 2 以上)の多数で再可決したとき、法律となる

(4) (⑬ 内閣不信任)の決議

衆議院のみで行うことができる

6 国会と内閣の関係

(1) (⑭ 議院内閣制)・・・国民は議会の議員を選び、議会が行政の中心となる首相を選ぶ

(2) 内閣不信任の決議が可決された場合、内閣が行うこと

(⑮ 10 日以内に衆議院の解散)を行うか、(⑯ 総辞職)しなければならない